

様式第 1

事後審査型一般競争入札（電子入札）を次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

大治町長職務代理者 大治町職員 安井 慎一

1. 入札に付する事項

工 事 名 公共下水道工事その 1（砂子地区）（週休 2 日）
路 線 等 の 名 称 第 3 処理分区
工 事 場 所 海部郡大治町大字砂子地内
工期又は履行期限 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
工 事 概 要 別添 設計図書のとおり

2. 入札者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる入札参加資格をすべて備えなければならない。

- (1) 大治町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 入札の公告日から落札決定日までに大治町工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国等又は地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 次の資格要件に該当する者であること。

ア 業 種 名 大治町競争入札参加資格者名簿に土木工事業の資格審査を受けている者

イ 格 付 大治町競争入札参加資格者名簿に掲載された土木工事の格付が B 等級以上で、総合評定値が 7 0 0 点以上である者

ウ 地 域 要 件 愛知県海部地域内（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の区域をいう。）に契約締結営業所（本店）が所在し、当該営業所で土木工事業を営んで

いる者

エ 施 工 実 績 過去5年の間に下水道の管渠布設工事（小口径推進工）
において、地方公共団体等と規模をほぼ同じくする契約
を締結し、これを履行している者

オ 配置技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）に従い技術者を施工
現場に配置できること

3. 契約条項を示す場所及び日時

場 所 大治町役場 建設部 下水道課
電 話 052-444-2711 内線140
E-mail gesuidoka@town.oharu.lg.jp
日 時 入札の公告日から入札書受付開始日の前日まで

4. 入札執行の場所及び日時

場 所 大治町役場 庁舎1階事務室
日 時 令和8年10月2日（金）午前8時45分
入札方法 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「CALS/EC」
という。）により実施する。なお、手続きは、大治町電子入
札実施要領及びCALS/EC操作手引書による。

5. 入札保証金に関する事項

大治町契約規則（昭和53年規則第6号）第11条の各号の一に該当す
る場合においては免除。

6. 契約書作成の要否

要

7. 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代
わる担保を提供しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

- (11) 事後審査書類が指定期日までに提出されない者のした入札
- (12) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

8. 調査基準価格の有無

有(調査基準価格未満の入札があったときは低入札価格調査を行う。)

9. 設計図書等

設計図書等は、CALS/ECの入札情報サービスシステムの入札公告欄よりダウンロードしてください。なお、設計図書等は、入札の公告日から入札書受付開始日の前日まで契約条項を示す場所においても閲覧することができる。

10. 入札に関し必要な事項

- (1) 入札は、大治町建設工事関係入札者心得書により行う。
- (2) 入札回数は、3回を限度とする。
- (3) 入札辞退者は、再度入札に参加できない。
- (4) 再度入札において、最低入札金額を超える入札は無効とする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札手続き

- (1) 本公告及び設計図書等に関する質問及び回答

本公告及び設計図書等に関する質問は、次のとおり書面(質疑回答書を電子メール)により申し出るものとする。

受付期間	令和8年9月11日(金)午前9時から 令和8年9月16日(水)午後5時まで
申出方法	質疑回答書(添付様式を使用すること)
申出場所	契約条項を示す場所
回答方法	令和8年9月25日(金)までにCALS/ECの入 札情報サービスシステムにて回答

- (2) 入札参加申込書の提出

入札参加者は、入札参加申込期間内にCALS/ECの電子入札サブシステ

ムにより入札参加申込書を送信しなければならない。

申込期間	令和8年9月11日（金）午前9時から 令和8年9月29日（火）午後5時まで
提出書類	事後審査型一般競争入札参加申込書1部

(3) 入札執行

入札参加申込書の受信確認通知を受けた者は、入札書受付日時から入札書締切日時までに到達するように CALS/EC の電子入札サブシステムにより入札書を送信するものとする。

なお、入札書送信時に別紙様式に準じた工事費内訳書（1回目入札金額の内訳書）を添付すること。

入札書受付開始日時	令和8年9月30日（水）午前9時から
入札書受付締切日時	令和8年10月1日（木）午後5時まで

12. 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者として決定し、落札候補者決定通知書を発行し開札を終了する。なお、入札金額が調査基準価格未満のときは、低入札価格調査を実施する。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者の順位を決定する。

13. 事後審査書類の提出

最低の価格をもって入札した落札候補者は、次の書類を入札執行日から3日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）以内に契約条項を示す場所に提出しなければならない。なお、期間内に書類の提出がされないときは、その者のした入札を無効とする。

事後審査書類届出書	1部
添付書類	各1部

- ・ 施工実績書 検査結果通知書の写し若しくはCORINSにおける竣工登録工事カルテ受領書又は登録内容確認書（工事実績）の写し。
- ・ 配置技術者 配置技術者の資格者証明書の写し

14. 入札参加資格の確認

- (1) 最低の価格をもって入札した落札候補者について、入札の公告に示す入札参加資格を審査し、当該資格を満たしているか審査する。
- (2) 最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、その者の行った入札を無効とし、次順位者の入札参加資格を審査する。
- (3) 低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約

の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を審査する。

- (4) 前2項の次順位者が審査を受けるときは、13. 事後審査書類の提出の規定を適用する。この場合において、「入札執行日」とあるのは、「指示があった日」と読み替えるものとする。
- (5) 審査は、入札の公告に記載された提出書類その他必要と認められる書類により審査し、入札参加資格の有無を決定する。

15. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) 入札参加資格を満たしていないと認めたときは、その者の行った入札を無効とする。
- (3) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、最低価格入札者を落札者として決定する。
- (4) 最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、最低価格入札者のした入札を無効とする。
- (5) 落札者を決定したときは、CALS/EC の電子入札サブシステムにより落札者決定通知書を発行する。

16. 入札を無効と認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札を無効と認めた者でその内容について不服があるときは、落札者決定通知日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に町長に対して、入札を無効とした理由について書面（任意様式）により説明を求めることができる。
- (2) 町長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) この手続の申立てにおいて、落札者の決定を妨げないものとする。

17. その他事項

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本公告に定めるもののほか、入札は大治町建設工事関係入札者心得書により実施する。
- (3) 事後審査に必要な書類以外に提出資料を求めることがある。

- (4) 建設業退職金共済組合掛金相当分を現場管理費に加算してある。
- (5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (6) 大治町公共工事に要する経費の前金払等取扱要綱に基づき、1 件の契約金額が 200 万円以上の土木建築に関する工事につき、次のとおり前払金及び中間前払金を支払うことができるものとする。
 - ア 前 払 金 契約金額の 10 分の 4 以内
 - イ 中間前払金 契約金額の 10 分の 2 以内
- (7) 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置技術者とした入札に参加している場合は、それら工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない（専任性が求められない場合を除く）。この場合においては、辞退届を提出するものとする。
- (8) 工事費内訳書が未提出である場合又は提出された工事費内訳書の全部が未記載である場合は、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする。
- (9) 入札後に、低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認する。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。